

第2章 事後調査計画等

2.1 事後調査について

新環境クリーンセンターの整備に際しては、

環境との調査、地域との融和、富士山との融合を目指した

「安全と安心を約束する資源循環パーク」

を基本理念としている。

また、この基本理念を踏まえ、「安全、安定、安心を約束する施設」、「もったいないを育む施設」、「地域に融和する施設」を施設整備に係る基本方針とし、環境への負荷の低減に向けた取り組みを図るとともに、予測・評価の条件及びその結果の確認などのために、事後調査を実施した。

2.2 事後調査の目的と実施理由

事後調査の目的と実施理由（工事の実施時）を表 2.2-1 に示す。なお、事後調査項目については、本事業が性能発注方式に基づき、実施設計が行われること等により、予測条件等に不確実性を伴っている項目、環境の保全のための措置を講じることを前提として予測を行い環境影響の回避・低減を評価した項目等を考慮して選定している。

本事後調査報告書においては、工事着手（平成 28 年 8 月）～平成 30 年 12 月の調査結果を示した「事後調査報告書（工事の実施時その 1）」に続き、平成 31 年 1 月～しゅん工（令和 2 年 9 月）までに実施した工事の実施時の影響に係る調査結果について報告する。ただし、水質（アルカリ性排水・濁水）については、工事着手からしゅん工までの調査結果を取りまとめ、本事後調査報告書において報告する。

表 2.2-1(1/2) 事後調査の目的と実施理由（工事の実施時）

項目	細項目	事後調査の目的			実施理由
		予測の不確実性に伴う予測結果の変化の程度 注1	環境の保全のための措置の実施状況の確認 注2	その他	
発生源調査					
	工事計画確認調査	○	—	—	評価書時に想定した工事工程等は、今後の造成実施設計、プラント実施設計、施工計画等により変更になる場合があることから、実際の工事計画、進捗状況を確認し、必要に応じて各事後調査項目の時期、頻度、調査地点を再検討するため、工事計画確認に関する調査を実施する。
発生源強度確認調査	建設機械騒音	○	—	—	評価書では、想定される範囲内で最大限の建設機械の稼働を考慮して予測した結果、環境保全目標を下回った。ただし、造成実施設計、プラント実施設計、施工計画を立案する前段で検討しているため、工種やその組み合わせ、建設機械の配置等に不確実性が伴う。したがって、建設機械騒音に関する事後調査を実施する。
	建設機械振動	○	—	—	評価書では、想定される範囲内で最大限の建設機械の稼働を考慮して予測した結果、環境保全目標を下回った。ただし、造成実施設計、プラント実施設計、施工計画を立案する前段で検討しているため、工種やその組み合わせ、建設機械の配置等に不確実性が伴う。したがって、建設機械振動に関する事後調査を実施する。
	予測・評価の再検討	—	—	工事内容の変更の有無及び変更に伴う予測評価の再検討	評価書において予測条件とした事業内容と実際の工事内容を比較検討するとともに、変更に至った経緯を把握し、予測・評価の再検討を行う必要がある場合には、条件の変更に伴う予測評価を行うものとする。

注1 評価書時に予測条件とした工事工程、使用する建設機械とその台数、資材等運搬車両の台数等が、今後の造成実施設計、プラント実施設計、施工計画等により変更になる場合がある。これらの要因により、予測結果が変化する可能性を含んでいることを予測の不確実性を伴うといい、事後調査の実施により予測結果の変化の程度を把握するものである。

注2 環境の保全のための措置を講じることを前提として予測を行い、環境影響の回避・低減を評価した項目について、実際にその措置が講じられているかを確認し、その効果によって環境保全目標との整合が図られているか否かについて検討するものである。

注3 各項目の区分は以下の通りである。

- ：事後調査報告書（工事の実施時その1）に続き、本報告書（工事の実施時その2）において報告する項目
- ：本報告書（工事の実施時その2）において報告する項目
- ：事後調査報告書（工事の実施時その1）で報告した項目（本報告書では報告しない）

表 2.2-1(2/2) 事後調査の目的と実施理由（工事の実施時）

項目	細項目	事後調査の目的			実施理由
		予測の不確実性に伴う予測結果の変化の程度 注1	環境の保全のための措置の実施状況の確認 注2	その他	
環境調査					
大気質	建設機械排ガス	○	—	—	評価書では、想定される範囲内で最大限の建設機械の稼働を考慮して予測した結果、環境保全目標を下回った。ただし、造成実施設計、プラント実施設計、施工計画を立案する前段で検討しているため、工種やその組み合わせ、建設機械の配置等に不確実性が伴う。したがって、建設機械排ガスに関する事後調査を実施する。
	建設作業粉じん	○	—	—	評価書では、想定される範囲内で最大限の建設機械の稼働を考慮して予測した結果、環境保全目標を下回った。ただし、造成実施設計、プラント実施設計、施工計画を立案する前段で検討しているため、工種やその組み合わせ、建設機械の配置等に不確実性が伴う。したがって、建設作業粉じんに関する事後調査を実施する。
	資材等運搬車両排ガス	○	—	—	評価書では、想定される範囲内で最大限の資材等運搬車両台数を考慮して予測した結果、環境保全目標を下回った。ただし、造成実施設計、プラント実施設計、施工計画を立案する前段で検討しているため、工事工程や進捗状況により交通量等に不確実性が伴う。したがって、資材等運搬車両排ガスに関する事後調査を実施する。
騒音	資材等運搬車両騒音	○	—	—	評価書では、想定される範囲内で最大限の資材等運搬車両台数を考慮して予測した結果、現況を著しく悪化させるものではなかった。ただし、造成実施設計、プラント実施設計、施工計画を立案する前段で検討しているため、工事工程や進捗状況により交通量等に不確実性が伴う。したがって、資材等運搬車両騒音に関する事後調査を実施する。
振動	資材等運搬車両振動	○	—	—	評価書では、想定される範囲内で最大限の資材等運搬車両台数を考慮して予測した結果、環境保全目標を下回った。ただし、造成実施設計、プラント実施設計、施工計画を立案する前段で検討しているため、工事工程や進捗状況により交通量等に不確実性が伴う。したがって、資材等運搬車両振動に関する事後調査を実施する。
水質	アルカリ性排水	—	○	—	評価書では、コンクリート工事等によるアルカリ性排水について予測した結果、環境の保全のための措置の実施により影響は回避・低減されると評価した。ただし、造成実施設計、プラント実施設計、施工計画を立案する前段で検討しているため、予測条件の前提となる環境の保全のための措置の実施状況を確認する必要がある。したがって、コンクリート工事等のアルカリ性排水に関する事後調査を実施する。
	濁水	—	○	—	評価書では、土工事等による濁水について予測した結果、環境の保全のための措置の実施により影響は低減されると評価した。ただし、造成実施設計、プラント実施設計、施工計画を立案する前段で検討しているため、予測条件の前提となる環境の保全のための措置の実施状況を確認する必要がある。したがって、土工事等による濁水に関する事後調査を実施する。
植物	エビネセニアリング調査	—	○	—	評価書では、エビネの生育するコナラ群落が改変されるため、環境の保全のための措置の実施（移植）により環境保全目標は達成されると評価した。したがって、環境の保全のための措置の実施状況を確認する必要があり、エビネに関する事後調査を実施する。
生態系	オオタカモニタリング調査	—	○	—	評価書では、環境の保全のための措置の実施（オオタカの定点調査結果から繁殖に対して影響が生じている可能性が示唆された場合の保全措置）を前提に予測した結果、環境保全目標は達成されると評価した。したがって、環境の保全のための措置の実施状況を確認する必要があり、オオタカに関する事後調査を実施する。

注1 評価書時に予測条件とした工事工程、使用する建設機械とその台数、資材等運搬車両の台数等が、今後の造成実施設計、プラント実施設計、施工計画等により変更になる場合がある。これらの要因により、予測結果が変化する可能性を含んでいることを予測の不確実性を伴うといい、事後調査の実施により予測結果の変化の程度を把握するものである。

注2 環境の保全のための措置を講じることを前提として予測を行い、環境影響の回避・低減を評価した項目について、実際にその措置が講じられているかを確認し、その効果によって環境保全目標との整合が図られているか否かについて検討するものである。

注3 各項目の区分は以下の通りである。

- ：事後調査報告書（工事の実施時その1）に続き、本報告書（工事の実施時その2）において報告する項目
- ：本報告書（工事の実施時その2）において報告する項目
- ：事後調査報告書（工事の実施時その1）で報告した項目（本報告書では報告しない）